

御嵩町公告契約第34号

下記の業務について、条件付き一般競争入札を行うので、御嵩町契約規則(昭和39年御嵩町規則第7号)第2条及び第3条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和7年7月24日

御嵩町長 渡辺 幸伸

1. 入札に関する事項

- | | |
|-------------|--|
| (1) 仕様書番号 | 御福子第7-20号 |
| (2) 委託名 | 中児童館代替施設設計業務委託 |
| (3) 履行等場所 | 御嵩町中地内 |
| (4) 委託概要 | プレハブ建築若しくは鉄骨造1階建
床面積 170.00 m ² 建築面積 157.68 m ² |
| (5) 履行期間 | 契約締結日 から 令和8年3月31日 まで |
| (6) 予定価格 | 事後公表 |
| (7) 低入札調査価格 | 無し |
| (8) 最低制限価格 | 無し |
| (9) 内訳書の提出 | 不要 |
| (10) 入札保証金 | 免除 |
| (11) 入札方法 | 【電子入札】
なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出することができます。 |
| (12) 契約方法 | 本契約は原則、電子契約にて行います。 |

2. 入札参加資格

業種及び総合評定値	
業種:建築設計【建築設計】 御嵩町競争入札参加資格者名簿(測量設計)において、上記の営業品目の登録があること。	
業務実績に関する条件	
該当なし	
配置技術者等に関する条件	
該当なし	
事業所の所在地に関する条件	
御嵩町競争入札参加資格者名簿(測量設計)において、岐阜県内に営業所等が登録されていること。	
設計業務等の受託者等	
該当なし	
その他の条件	
(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当しないこと。 (2) 御嵩町競争入札参加資格停止措置要領(平成4年訓令甲第8号)に基づく資格停止期間中でないこと。 (3) 法人町民税その他の地方税を滞納していないこと。 (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしている者でないこと又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされてないこと。 (5) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされている者でないこと。 (6) 御嵩町から、「御嵩町が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成 22 年訓令甲第 41 号)」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置基準に該当しないこと。	

3. 担当課

区分	担当課名	電話番号	所在地
入札担当課	御嵩町総務部総務課財政係	0574-67-2111(内線 2306)	〒505-0192 可児郡御嵩町御嵩
業務担当課	御嵩町民生部福祉子ども課 子育て応援係	0574-67-2111(内線 2125)	1239-1

4. 入札日程

手続等	期間・期日	方法・場所
設計図書の閲覧	令和7年7月24日(木) 午後4時から 落札決定した日まで	御嵩町ホームページから ダウンロード
質疑の受付	令和7年7月24日(木) 午後4時から 令和7年7月29日(火) 正午まで	ホームページ上の入力フ ォームによる方法
回答書の閲覧	回答対応したものから順次、御嵩町ホームページにて	
入札参加申請	令和7年7月30日(水) 午後4時必着	電子入札システムによる 申請
参加資格の確認	令和7年7月31日(木) 午前9時から	電子入札システムによる
入札書提出受付期限	令和7年8月1日(金) 午前9時から 令和7年8月4日(月) 午後4時まで	電子入札システムによる
開札	令和7年8月5日(火) 午前9時から	電子入札システムによる 御嵩町役場本庁舎2階

※紙入札者の場合は、各書類の提出は持参のみとし、郵送又は電送によるものは受け付けません(期間・期日は同じ)。

※質疑の受付(町HP > 事業者の方 > 入札情報 > 入札に係る質問方法について)

5. その他

- (1) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。また、入札者が一人だけの場合は、入札を中止することがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。
- (2) 申請書の提出、設計図書等の閲覧等の手続は、上記入札日程のうち、日曜日、土曜日、祝日その他役場の休日を除く日とする。(電子入札にあっては、電子入札システムによる。)
- (3) 低入札価格調査の基準となる価格を設定した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行が確保できないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする可能性がある。
- (4) 関係様式は、御嵩町ホームページからダウンロードするか、御嵩町総務課窓口で配布を受けること。

以上